○長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和４７年３月２３日

条例第４号

昭和４７年３月２３日条例第４号

昭和４９年３月２７日条例第１４号

昭和４９年８月３０日条例第２７号

昭和５０年３月２７日条例第14号

昭和５１年３月２４日条例第５号

昭和５３年４月１日条例第１２号

昭和５５年１０月１５日条例第２２号

昭和５５年１２月２０日条例第２８号

昭和５７年７月５日条例第２２号

昭和６０年３月２８日条例第９号

昭和６０年１２月２５日条例第２３号

平成元年３月２４日条例第１０号

平成元年１２月２６日条例第３１号

平成５年３月３０日条例第８号

平成１０年３月２３日条例第７号

平成１２年３月２９日条例第１７号

平成１２年１２月２２日条例第４１号

平成１７年３月２８日条例第１８号

平成１８年９月２９日条例第３５号

平成２２年１０月２１日条例第１７号

平成２５年３月２９日条例第６号

令和７年３月２６日条例第１１号

注　平成２５年３月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）に定めるもののほか、市の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定める。

（事業者の責務）

第２条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、再生利用を図るなど減量化に努めなければならない。

２　事業者は、廃棄物処理施設を損壊するおそれのある製品、容器等については自ら回収し、容器の再利用等、廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

３　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について自ら処理し難い場合において共同による処理に努めなければならない。

４　事業者は、前３項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第２条の２　市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等による廃棄物の再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理の計画）

第３条　市長は、法第６条第１項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表するものとする。

（令７条例１１・一部改正）

（一般廃棄物の収集及び運搬の委託基準）

第４条　市長は、前条の一般廃棄物処理計画の範囲内において、必要と認めたときは一般廃棄物の収集及び運搬を他の者に委託することができる。

（収集又は運搬の禁止等）

第４条の２　第３条の一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた一般廃棄物は、市長及び前条の規定により委託された者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

２　市長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（平２５条例６・追加）

（占有者の協力義務）

第５条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、法第６条の２第２項の基準に準じて自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物、不燃物等に分別する等、第３条の規定により定められた一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

２　土地又は建物の占有者は、有毒性、危険性その他収集又は処理作業に支障を及ぼすおそれのある物は混入してはならない。

（集合住宅等の一般廃棄物の処理の協議）

第６条　規則で定める集合住宅等を建設しようとする者が、当該集合住宅の敷地内に廃棄物集積場を設けようとする場合は、市長に事前の協議を行わなければならない。

（犬猫等の死体）

第６条の２　土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬猫等の死体を自ら処分できないときは、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第７条　法第６条の２第５項の規定により、市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は次のとおりとする。なお、減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及び方法その他必要な事項の指示に関し必要な事項については市長が別に定める。

(1)　一般廃棄物１日平均排出量　２０キログラム以上

（し尿を除く）一時的排出量　１００キログラム以上

（一般廃棄物処理手数料）

第８条　一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、別表の区分により手数料を徴収する。

（手数料の減免）

第９条　市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、手数料を減免することができる。

（手数料の徴収及び減免の方法）

第１０条　手数料の徴収及び減免について必要な事項は、市長が別に定める。

（共同して処分できる産業廃棄物）

第１１条　法第１１条第２項の規定による一般廃棄物とあわせて市が尾張東部衛生組合において共同して処分することができる産業廃棄物は、市長が定めるものとする。

（適正処理困難物）

第１２条　市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に、市におけるその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）について、これを指定し、公表することができる。

２　市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売を行う事業者に対して、その適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

３　市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

（一般廃棄物処理業等許可申請手数料）

第１３条　次に掲げる者は、当該各号に定める手数料を、申請の際に納入しなければならない。

(1)　法第７条第１項の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者　５，１５０円

(2)　法第７条第６項の一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者　５，１５０円

(3)　法第７条の２第１項の一般廃棄物収集運搬業の変更許可を受けようとする者　５，１５０円

(4)　法第７条の２第１項の一般廃棄物処分業の変更許可を受けようとする者　５，１５０円

(5)　浄化槽法第３５条第１項の浄化槽清掃業の許可を受けようとする者　５，１５０円

（報告徴収及び立入検査）

第１４条　市長は、法第１８条及び第１９条の規定により必要あると認めたときは、職員をしてその業務に関し報告の徴収及び立入検査をすることができる。

（規則への委任）

第１５条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

２　長久手町清掃条例（昭和４３年条例第１５号）は廃止する。

附　則（昭和４９年条例第１４号）

この条例は、昭和４９年４月１日から施行する。

附　則（昭和４９年条例第２７号）

この条例は、昭和４９年９月１日から施行する。

附　則（昭和５０年条例第１４号）

この条例は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則（昭和５１年条例第５号）

この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５３年条例第１２号）

この条例は、昭和５３年１０月１日から施行する。

附　則（昭和５５年条例第２２号）

この条例は、昭和５５年１１月１日から施行する。

附　則（昭和５５年条例第２８号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５７年条例第２２号）

この条例は、昭和５７年８月１日から施行する。

附　則（昭和６０年条例第９号）

この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（昭和６０年条例第２３号）

１　この条例は、公布の日から施行し昭和６０年１０月１日から適用する。

２　この条例の施行の際現に浄化槽清掃業の許可を受けた者については、この条例の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたものとみなす。

附　則（平成元年条例第１０号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成元年条例第３１号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成５年条例第８号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年条例第７号）

この条例は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則（平成１２年条例第１７号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年条例第４１号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

付　則（平成１７年条例第１８号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

付　則（平成１８年条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年条例第１７号）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に町長が収集した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

３　この条例による改正後の長久手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の別表に規定する手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則（平成２５年条例第６号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年条例第１１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

３　新条例別表に規定する手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第８条関係）

（令７条例１１・一部改正）

一般廃棄物処理手数料

<table>
<tr><th>種類</th><th>取扱区分</th><th colspan="3">手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">し尿</td><td rowspan="2">収集運搬及び処分</td><td>定額制</td><td colspan="2">人頭割
１人につき月額　２７０円
世帯割
１世帯につき月額　１５０円</td></tr>
<tr><td>従量制</td><td colspan="2">３６リットルにつき　２９０円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">一般廃棄物（し尿を除く）</td><td rowspan="7">収集運搬及び処分</td><td rowspan="5">長久手市指定袋１袋につき</td><td rowspan="3">もえるごみ用</td><td>Lサイズ１５円</td></tr>
<tr><td>Sサイズ１０円</td></tr>
<tr><td>SSサイズ８円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">もえないごみ用</td><td>Lサイズ２０円</td></tr>
<tr><td>Sサイズ１５円</td></tr>
<tr><td>プラスチック用</td><td>１５円</td></tr>
<tr><td colspan="2">長久手市指定粗大ごみ処理券１枚につき</td><td>８００円</td></tr>
<tr><td>犬・猫</td><td>処分</td><td colspan="3">１匹につき　１，５００円</td></tr>
</table>

備考

１　し尿の従量制における手数料を算出する基礎となる数量は、３６リットル未満のとき又はその総量に３６リットル未満の端数があるときは、その総量を３６リットルとする。

２　し尿の定額制における手数料は、１か月１回を原則とし、２回以上は、従量制料金とする。

3　仮設便所（工事、催事等で一時的に設置され、それらの実施期間が終了すれば移動する便所をいう。）の便槽に係るし尿の収集及び運搬をする場合については、この表の規定は適用しない。

○長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

昭和４８年７月２１日

規則第１５号

昭和５３年９月３０日規則第１４号

昭和５６年４月１日規則第１０号

昭和５７年７月３０日規則第１６号

昭和６１年３月１９日規則第１７号

平成２年１月１１日規則第１号

平成５年３月２９日規則第７号

平成５年５月７日規則第２１号

平成５年１２月７日規則第３３号

平成７年６月１日規則第１０号

平成１０年３月３０日規則第１４号

平成１１年３月１８日規則第７号

平成１２年３月２９日規則第８号

平成１３年１０月２６日規則第１４号

平成１８年１１月２７日規則第２４号

平成１９年４月１日規則第２５号

平成２３年３月３１日規則第１３号

平成２３年１２月２８日規則第４７号

平成２４年３月２３日規則第１４号

平成３０年３月３０日規則第１０号

令和元年９月２５日規則第２６号

令和２年９月１日規則第３０号

令和２年１２月１５日規則第４０号

令和４年３月２９日規則第１６号

令和７年３月２６日規則第１２号

注　平成２４年３月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）並びに長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年長久手町条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の処理申請等）

第２条　一般廃棄物（し尿）の処理を受けようとする者は、一般廃棄物（し尿）処理申請書（様式第１号）を、犬猫等の死体の処分を受けようとする者は、一般廃棄物（犬猫等の死体）処分依頼書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　一般廃棄物（し尿）処理申請書の届出事項を変更し、又は廃止しようとする者は、直ちに、し尿処理申込事項変更（廃止）届書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（事前協議の対象となる集合住宅等）

第２条の２　条例第６条の規則で定める集合住宅等は、共同住宅、長屋その他これらに類する建築物で、住戸の数が６以上のものとする。

（手数料等の徴収方法）

第３条　一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。以下「手数料」という。）及び産業廃棄物処理費用（以下「費用」という。）の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(1)　一般廃棄物については、条例別表に規定する長久手市指定袋（以下「一般ごみ袋」という。）又は長久手市指定粗大ごみ処理券（以下「粗大ごみ処理券」という。）を交付の都度徴収する。

(2)　犬猫等の死体に係る手数料については、一般廃棄物（犬猫等の死体）処分依頼書提出の都度徴収する。

２　粗大ごみ処理券は、様式第２２号によるものとする。

（し尿処理手数料の徴収の区分）

第３条の２　し尿に係る手数料の徴収の区分は、次の各号に掲げる区分による。

(1)　定額制　出生、死亡、転入、転出等のほか世帯人員の異動がなく、し尿の定期収集を行うことができる世帯及びこれに類するもの

(2)　従量制　前号に定める以外のもの

２　前項第１号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、従量制とすることができる。

(1)　便槽の構造上、消毒液、洗浄水等を使用する必要があるもの

(2)　便槽の構造上又は管理が不十分なため、雨水、地下水等が侵入するもの

(3)　その他市長が従量制とするに適当と認めたもの

（手数料の納期）

第３条の３　定額制によるし尿処理手数料（以下「定額制し尿処理手数料」という。）は、毎年、次の６期に分けて徴収し、その納期は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

期別	対象となる月	納期
1	４月・５月	５月１日～５月３１日

2	６月・７月	７月１日～７月３１日
3	８月・９月	９月１日～９月３０日
4	１０月・１１月	１１月１日～１１月３０日
5	１２月・１月	１月１日～１月３１日
6	２月・３月	３月１日～３月３１日

２　従量制によるし尿処理手数料については、汲取券を交付の都度徴収する。

（手数料徴収の基準日）

第３条の４　定額制し尿処理手数料を徴収する場合において、その算定の基礎となる世帯人員の認定の基準日は、次のとおりとする。

期別	基準日
1	５月１日
2	７月１日
3	９月１日
4	１１月１日
5	１月１日
6	３月１日

２　前項の基準日の中途において、定期収集によるし尿処理を受けることとなった場合にあっては、前項の規定にかかわらず第２条に規定する一般廃棄物（し尿）処理申請書の提出のあった日の属する月の翌月１日を世帯人員の認定の基準日とする。

（中途における手数料の徴収）

第３条の５　前条第１項に規定する基準日の中途において、定期収集によるし尿処理を受けることとなった者については、その処理を受けた日の属する月の翌月の定額制し尿処理手数料から徴収する。

２　前条に規定する基準日の中途において、第２条に規定するし尿処理申請事項変更（廃止）届書の提出があった場合は、その提出のあった日の属する期（第３条の３に規定する期をいう。以下同じ。）の次の期に係る定額制し尿処理手数料から更正する。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（定額し尿処理手数料の集金方法）

第３条の６　定額制し尿処理手数料は、集金の方法によって徴収することができる。

２　定額制し尿処理手数料を集金する職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（納入通知書の特例）

第３条の７　定額制し尿処理手数料の納入通知書は、様式第２０号によるものとする。

（手数料等の減免の理由及び申請書）

第４条　条例第９条に規定する特別の理由は次のとおりとする。

(1)　天災等の災害を受けたとき。

(2)　その他市長が必要と認めたとき。

２　条例第９条の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料（費用）減免申請書（様式第５号）によって、市長に申請しなければならない。ただし、広範な災害で市長が認めた場合はこの限りでない。

（産業廃棄物の処分）

第５条　条例第１１条に規定する市長が定める産業廃棄物の種類及び数量は、次の各号に定めるところによる。

(1)　種類

ア　紙くず

イ　木くず

ウ　感染性産業廃棄物

(2)　１業者に対し市が共同で処分できる量は、１月３トン以下とする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(3)　前号の産業廃棄物であっても市が共同して行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めたときは、その全部又は一部の処分を制限することができるものとする。

（産業廃棄物処分申請書）

第６条　前条の産業廃棄物を処分することが困難な事業は、産業廃棄物処分申請書（様式第６号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

（し尿汲取券等の手数料の徴収及び委託）

第７条　条例第８条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料は、次の各号に掲げるところにより徴収する。

(1)　従量制によるし尿の収集、運搬及び処分については、し尿汲取券（様式第７号）の交付のとき。

(2)　ごみの収集、運搬及び処分については、一般ごみ袋又は粗大ごみ処理券の交付のとき。

２　市長は、前項に規定するし尿汲取券、一般ごみ袋及び粗大ごみ処理券（以下「し尿汲取券等」という。）の交付について適当と認める者にその交付を委託することができる。

３　納付したし尿汲取券等の手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第８条　削除

（令２規則３０）

（取扱い手数料）

第９条　第７条第２項の規定によりし尿汲取券等の交付を委託した者に対し取扱い手数料を交付する。

２　前項の規定により交付する取扱い手数料は、次の各号に定める額とする。

(1)　し尿汲取券の額に１００分の４を乗じて得た額

(2)　一般ごみ袋の額に１００分の１６を乗じて得た額

(3)　粗大ごみ処理券の額に１００分の４を乗じて得た額

（一般廃棄物処理業等の許可申請書）

第１０条　法第７条第１項の規定による一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第１１号その１）、同条第６項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は一般廃棄物処分業許可申請書（様式第１１号その２）、法第７条の２第１項による変更の許可を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬・処分変更許可申請書（様式第１１号その３）又は浄化槽法第３５条第１項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は浄化槽清掃業許可申請書（様式第１２号）により、市長に申請しなければならない。

（一般廃棄物処理業等許可証等の交付）

第１１条　前条の申請を許可した場合は一般廃棄物収集運搬業にあっては一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第１３号その１）、一般廃棄物処分業にあっては一般廃棄物処分業許可証（様式第１３号その２）又は浄化槽清掃業にあっては、浄化槽清掃業許可証（様式第１４号）を交付するものとする。

２　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

３　第１項の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに市長に再交付の申請をしなければならない。

４　第１項に規定する一般廃棄物収集運搬許可証、一般廃棄物処分許可証又は浄化槽清掃業許可証の有効期限は、２年とする。

（変更届等の届出）

第１２条　許可業者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書、一般廃棄物処分業許可申請書、一般廃棄物収集運搬・処分変更許可申請書又は浄化槽清掃業許可申請書に記載した事項に変更が生じたときには、速やかに変更届（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。

２　許可業者は、その業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ業務廃止（休止）届（様式第１６号）を市長に届けなければならない。

（業務実績報告書の提出）

第１３条　許可業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、その業務について市長に報告しなければならない。

(1)　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者　四半期ごとの実績を一般廃棄物処理業務実績報告書（様式第１７号）により、報告の対象となる四半期の最終月の翌月１５日までに報告すること。

(2)　浄化槽清掃業者　１月ごとの実績を浄化槽清掃業務実績報告書（様式第１８号）により、報告の対象となる月の翌月１５日までに報告すること。

第１４条　削除

（許可証の返納）

第１５条　許可業者は、許可証の有効期限が満了したとき、又は許可を取り消されたときは直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

２　許可業者が業務の停止を命ぜられたとき、又は業務の全部を休止したときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和４８年４月１日から適用する。

附　則（昭和５３年規則第１４号）

この規則は、昭和５３年１０月１日から施行する。

附　則（昭和５６年規則第１０号）

この規則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５７年規則第１６号）

１　この規則は、昭和５７年８月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に改正前の長久手町廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定による第５号様式、第６号様式、第７号様式、第１１号様式、第１２号様式、第１５号様式、第１６号様式、第１７号様式、第１８号様式及び第１９号様式は、当分の間使用することができる。

附　則（昭和６１年規則第１７号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和６０年１０月１日から適用する。

附　則（平成２年規則第１号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成５年規則第７号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成５年規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年規則第３３号）

この規則は、平成６年１月１日から施行する。

附　則（平成７年規則第１０号）

この規則は、平成７年６月１日から施行する。

附　則（平成１０年規則第１４号）

この規則は、平成１０年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則（平成１１年規則第７号）

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年規則第８号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年規則第１４号）

この規則は、平成１３年１２月１５日から施行する。

付　則（平成１８年規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年規則第２５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年規則第１３号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年規則第４７号）

この規則は、平成２４年１月４日から施行する。

附　則（平成２４年規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年規則第１０号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和元年規則第２６号）

この規則は、令和元年１２月１４日から施行する。

附　則（令和２年規則第３０号）

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

附　則（令和２年規則第４０号）

この規則は、令和３年１月４日から施行する。

附　則（令和４年規則第１６号）

（施行期日）

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和７年規則第１２号）

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　長久手市生ごみ処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、一般家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を図るため、生ごみ処理機等の購入費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和６０年長久手町規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　生ごみ処理機等　生ごみ処理機、生ごみ発酵用密閉容器及び生ごみ堆肥化容器をいう。

⑵　生ごみ処理機　生ごみを単に粉砕するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少又は消滅させる機器であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア　耐久性があり、衛生的なものであること。

イ　水分等が地中に浸透しないものであること。

ウ　公益社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に従い評価機関による適合評価を受け、かつ、長久手市長が承認したものであること。

⑶　生ごみ発酵用密閉容器　密閉式で、生ごみ発酵剤（ＥＭぼかし菌など）を使用して生ごみの容積を減少させる機能を有する容積が１０リットル以上の容器をいう。

⑷　生ごみ堆肥化容器　生ごみの減量・減容・堆肥化を目的とする容器で、かつ、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質のものをいう。

（交付対象者等）

第３条　補助金の対象者は、長久手市に住所を有し、現に居住している者で、市税の滞納がなく、日本国内を所在地とする販売店から生ごみ処理機等を購入したものとする。

２　交付する補助金に係る生ごみ処理機等の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　生ごみ処理機は、１世帯につき１基を対象とする。ただし、買替えの場合は５年以上経過し、かつ、使用不能と認められる場合に限る。

⑵　生ごみ発酵用密閉容器は、１世帯につき５個までを対象とする。

⑶　生ごみ堆肥化容器は、１世帯につき２基までを対象とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ処理機等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　生ごみ処理機　購入価格（消費税含む。）の２分の１の額（１００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、１基につき１０,０００円を上限とする。

⑵　生ごみ発酵用密閉容器　購入価格（消費税含む。）の２分の１の額（１００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、１個につき１，０００円を上限とする。

⑶　生ごみ堆肥化容器　購入価格（消費税を含む。）の２分の１の額１（１００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、１基につき３，０００円を上限とする。

（補助金の交付申請手続）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

２　交付申請に関する手続は、購入年度の３月３１日までとする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、長久手市生ごみ処理機等購入費補助金請求書（様式第３号）により補助金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第８条　申請者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた場合においては、市長はその決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。